

## 社会福祉法人境港市社会福祉協議会会長等の給与の支給に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人境港市社会福祉協議会の会長及び常勤役員並びに役員の給与の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (会長の給与及び額)

第2条 会長の受ける給与は報酬とし、月額70,000円とする。

ただし会長が常勤または常勤に準ずる勤務状態である場合にあっては境港市の例に準じかつ予算の範囲内で支給する。

### (常務理事の給与及び額)

第3条 常勤の役員である常務理事が受ける給与は報酬とし、月額230,000円とする。

### (会長、常務理事以外の役員の給与及び額)

第4条 第2条及び第3条に定める者を除く役員の受ける給与は、報酬とし、月額4,000円とする。ただし、役員会等のない月は、支給しないものとする。

### 附 則

- 1 この規程は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 社会福祉法人境港市社会福祉協議会会長の給与の支給に関する規程は、廃止する。

### 附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成13年6月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成16年1月28日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。